筑邦銀行

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

当行における「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について、ご説明いたします。

当行では、経営者保証は原則受け入れを行わない方針でご融資を検討いたします。
ただし、「経営者保証に関するガイドライン」(2013年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)で求められる要件※が充足されていない場合は、経営者保証をお願いすることがございます。その際にも、ガイドラインの趣旨を踏まえ、代替的な融資手法等の活用を検討して参ります。

※経営者保証に関するガイドラインの要件の概略
下記要件を満たしていない場合には経営者保証をお願いすることがあります。
①法人と経営者との関係が明確に区分、分離が図られているか
②財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が図られているか
③財務基盤の強化が図られているか

経営者保証をお願いする場合には、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」について、具体的かつ丁寧にご説明いたします。
また、保証契約見直しのお申し出があった場合には、改めて経営者保証の必要性について、真摯かつ柔軟に検討のうえ、適切に対応いたします。

以上

2024年7月30日現在